

navigation

下水道工事に伴う交通規制のお知らせ(大内地区)

■上下水道課 下水道工務係 ☎0978-62-2717

平成28年2月8日より、大内地区での下水道工事に伴う交通規制は一時中断しておりましたが、7月上旬から再開いたします。工事期間中は、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【規制種別】 車両通行止め
(工事区間内の通り抜けができません)

【工事期間】 7月上旬～11月下旬まで

【作業時間】 8時30分～17時

【その他】

日曜日および祝日は原則工事を行いません。

交通規制期間中は、案内看板および交通整理員の指示に従って、通行をお願いします。



4月14日と16日の熊本地震により、大分県内でも由布市や別府市などで被害が発生しました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。幸いにも杵築市では大きな被害はありませんでした。しかし、海外はもちろん、国内でも九州から遠い所の人々は、九州全体が大変な状況です。余震が長く続いたこと、そして苦しい日々を送っている被災地への観光は不謹慎」と考えられたのでしょうか、予約キャンセルが相次ぎ、市内に大型観光バスが見えなくなりました。杵築市観光にとってまさに「青天の霹靂」。風評被害の直撃です。このため観光協会と一緒に4月30日には福岡市、

一方で、海外からのお客様も増えました。国東半島の歴史や文化に対する関心は強く、高い評価を得ています。周辺の市町村と連携し、世界に向かって情報を発信してまいります。

navigation

健康マイレージモニター募集!

■健康長寿あんしん課 市民健康係 ☎0978-64-2540

グループ・個人毎に歩数を競う「健康マイレージモニター」を募集します。仲間と一緒に歩いて健康づくりに取り組みませんか?

【対象】

杵築市に住所を有するか、杵築市内の事業所に勤務する18歳以上65歳未満の者3～5人からなるグループ

【募集人員】 20グループ(応募多数の場合は抽選)

【内容】

- 9月～11月の3か月間、グループ・個人毎に歩数を競います。
- 参加者全員に歩数計をプレゼント!
- 取組み開始前・後に体力・体重・内臓脂肪量等の測定および生活習慣調査を行います。
- 取組み終了時、測定データや生活習慣の改善で加算ポイントをゲットして大逆転あり!
- グループ・個人単位でランキングをつけます。上位入賞者には豪華賞品を贈呈!!

【申込期限】 7月29日(金)

【申込先】

健康長寿あんしん課 市民健康係(健康推進館)
(☎0978-64-2540)

市長室から Vol.26

風評被害

杵築市長 永松悟

身近なところから

4月14日と16日の熊本地震により、大分県内でも由布市や別府市などで被害が発生しました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

5月20日には東京、6月5日には大分市で、それぞれ元気な杵築市をアピールしてきました。

風評被害による観光客激減という厳しい状況の中、温かく手を差し伸べてくださったのは市内や県内の皆さんでした。

心配していた大型連休中も、応援も兼ねてたくさんの方々が訪れてくれました。感謝の気持ちでいっぱいです。これからも手を抜かない、時間をかけた「おもてなし」を地元の皆さんの方々が訪れてくれました。感謝の気持ちでいっぱいです。

高齢者・子育て世帯の住宅リフォーム補助

■建設課 建築・公園係 ☎0978-62-1811

子育てのための改修工事、三世代同居のための改修工事、バリアフリー改修工事を行う住宅の所有者等にリフォームに必要な費用の一部が補助されます。

子育て支援型

【対象世帯】※下記の全てにあてはまること

- 平成28年4月1日時点で18歳未満の子どもがいる
- 平成27年の世帯員全員の所得総額が600万円未満
- 世帯員全員が市税の滞納がない

【対象住宅】

市内にある、子育て世帯が居住している住宅(既存住宅を購入する場合を含む)
※店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であること
※昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の場合は、耐震・リフォームアドバイザー派遣制度を利用すること

【補助対象経費】

市内業者が行う子ども部屋等の増築、間取りの変更、内装改修工事等子育てのための改修工事に要する経費(対象工事費が30万円未満の工事および別棟の離れ付属棟は補助対象外)

【補助金額】

補助対象経費の10分の2以内の額(限度額30万円)

【募集件数】 1件(先着順)

三世代同居支援型

【対象世帯】※下記の全てにあてはまること

- 平成28年4月1日時点で18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯(出産や転居等により申請日以降に三世代同居となる世帯も含む)
- 世帯員全員が市税の滞納がない

【対象住宅】

市内にある既存住宅(既存住宅を購入する場合を含む)
※昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建ての木造住宅の場合は、本事業におけるリフォーム完了後までに耐震性を有するものとする。

【補助対象経費】

市内業者が行う玄関・トイレ・浴室・キッチンの4つの部位のうち1部位以上を増設し、増設後に2部位以上が複数となる工事等三世代が同居するための改修工事に要する経費(当該工事に係る調査および設計料を

含む)

※離れ、付属棟で独立した住宅となるものは補助対象外
【補助金額】

補助対象経費の10分の5以内の額(限度額75万円)

【募集件数】 2件(先着順)

高齢者バリアフリー型

【対象世帯】※下記の全てにあてはまること

- 申請時65歳以上の高齢者がいる世帯
- 平成27年の世帯員全員の所得総額が350万円未満の世帯(高齢者と高齢者以外(18歳未満の世帯員を除く)からなる世帯の場合は、公的年金等を除く)
- 世帯員全員が市税の滞納がない

【対象住宅】

市内にあり、高齢者世帯が居住している住宅(既存住宅を購入する場合を含む)
※店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であること
※昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の場合は、耐震・リフォームアドバイザー派遣制度を利用すること

【補助対象経費】

市内業者が行う高齢者用の寝室等の増築、間取りの変更、内装改修工事等バリアフリー改修工事に要する経費(対象工事費が30万円未満の工事、離れに高齢者用寝室のみがあり、高齢者が日中は母家で過ごす場合は補助対象外)

【補助金額】

補助対象経費の10分の2以内の額(限度額30万円)

【募集件数】 1件(先着順)

共通事項

【募集期間】 7月11日(月)～12月28日(水)

※平日8時30分～17時まで(土・日曜日・祝日を除く)

※補助を受けるには申込みが必要です。他にも用件がありますので、詳細は工事前にお問い合わせください。

